

中世都市における市民と政治：イタリア都市を中心として

今來，陸郎

<https://doi.org/10.15017/2335101>

出版情報：史淵. 65, pp.51-71, 1955-06-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

中世都市における市民と政治

——イタリア都市を中心として——

今 來 陸 郎

一、まえがき

二、ポデスタの出現

三、獨裁者の役割

四、むすび

—

ヨーロッパ中世都市の市民が、領主への封建的隸屬から解放され、自治權を獲得するという經過は、地域によつて、さらに細かくいうと、都市の一つ一つによつて、事情をことにするものである。都市の自治權は領主よりの特許狀に表現されるといわれるが、都市特許狀は、當該都市の特殊な環境の所産であり、重大なる紛争の解決を目的とするか、或はそれが授與された時、問題となつていた事柄だけをとり扱つたものが多い。いうまでもなく、それは全都市生活を包含したものではない。ただそれが、主要な問題において、若干の原理を公式化している點において、都市法という系統的な法体系の母胎となるのであるが、それ自体としては個別的なものである。

のみならず、特許状は諸権利の單なる骨組であつて、特許状の規定の周圍には、成文化されない諸權利、諸慣習が附屬してあり、それが絶えざる發展をつづけるのである。年代記者ガルベールの報するところによると、フランドル伯が一七二七年サン・トメールの市民たちに許容したもののうちに、「……かれらの都市法を日々訂正する權利を……」という文言がある。^註まことに都市法の發展は、當該都市の個別的な事情にかかつていたのである。

都市の封建的義務からの解放のされ方、都市自治の限界は、概括的にいえば、都市所在地方の地域統一の固さ、領主の封建的支配の強弱と相關々係にあると、いえるであらう。領主支配力が強い場合は、都市自治は弱く、また發達がおくられて領主権力が微弱な場合は、都市自治は發達が早く、また強固である。地域的にいえば、ニードーランドとか、ドイツのライン、ドナウ兩河流域などの封建的統一の弱いところでは、諸都市は早くから高度の自治權をえていたが、フランス中南部とかイングランドのような、封建的統一の固いところでは、都市自治の程度が弱く、特許状は與えられても、領主への封建的義務を完全に免れることができなかった。

イタリアの場合でいうと、南部と中北部では、かなり事情がことなつてゐる。中北部のロンバルディア、トスカナ地方、ことにロンバルディアでは、皇帝、教皇兩勢力の對抗關係が封建的壓力を弱くして、都市自治の發達は早くから著しい。北部イタリアでは、名儀上の主權者は皇帝であるが、皇帝支配は事實上、群小の諸伯 *comites* によつて代理される。皇帝權力はこれら諸伯を控制するには足りるが、都市への支配には力およばない。都市はこれら諸伯の壓力に對抗して、自治權を充分に擴充することができる。ことに十一世紀のかの聖職叙任權爭議の際は、都市自治發達のための絶好機であり、ロンバルディアの諸都市、ミラノにしても、シエナにしても、ピサなどにしても、この十一世紀にほとんど完全な自治權をえてゐる。

これに反して、南部イタリアのナポリ、またはシシリアにしても、はじめにノルマン人による北歐型の封建國家が樹立

され、ついでシュタウフェン家の支配にうつり、さらにアンジュー、アラゴン兩家に分割されたのであるが、その強い封建的統一、いわゆる「絶対主義的」權力の下に、自由都市はほとんど知られなかつた。事情は教皇領においても同様であつた。^{註2}

地域的な差違ばかりではない。都市自治の程度は、都市の發達に價値を認める封建領主個人の積極的な都市政策、のちの所謂領邦政策によつて左右されるし、世俗領であるか、宗教領であるかによつても、ことなるのである。世俗領では一般に都市自治の成立が早いのに對して、宗教領の都市、すなわち所謂司教都市では、領主の影響力がいつまでも都市内のこつて、解放が充分ではない。このことは、十二、三世紀に反領主的な叛亂、自治權獲得の暴動がおこつたのが、だいたいにおいて、司教都市にかぎられていたことによつても知られるであらう。^{註3}

さて都市が領主權力から解放され、都市自治が成立すると、都市自治を施行する機關として、市參事會 *Consilium* が生まれる。都市がいまだ領主の權力下にある場合には、領主權力の代理者、施行者として、通常代官 *Vogt* がおかれていたから都市自治が成立するということは、具体的には代官の權力が市參事會に移つたことを意味する。都市における代官は領主權力の代行者であるから、かならずしも都市本來の住民であることを必要とせず、むしろ近隣在任の封建貴族が任ぜられることが多かつた。その任務は、課役、旅宿義務等の封建的權利の追求者であり、また裁判事務の施行者でもあつた。後者の裁判事務を代官が執行したという點、都市が一般的な封建的法体系から分離した法域であつたということ、は、都市にとつて重大なことであつた。

しかしそれにしても、代官の都市行政は、都市という集團生活を律するための最小限の任務であつて、中世都市にとつては、さらに重大な都市内外の經濟政策の決定というような仕事は、代官の任務の對象とはならないのである。代官は領主權力の代行者ではあるが、しかしかならずしも、都市民と對抗關係に立つものではなく、通常はむしろ領主の利害と市

民の利害とを調整、或はリンクするような中間者としての役割を果すことが多かつた。最初は領主によつて任命され、市民にうけいれられたものが、市民によつてえらばれることにもなる。つまり代官は領主権力の強さ、領主の都市への打ち込み方と、市民の富と精力の間のバランスの上に立つていたといえよう。^{註4}

そして代官の施政から市参事會への施政への推移も、時代を劃する事件、或いは革命的な變革によつて實現したのではなく、政治的經濟的危機に際會して、代官が市政をささえ切れず、市民のうちもつとも經濟的實力をそなえ、企劃力に富み、且つ文化的素養においても秀でたものが、市政に參與し、その參與機關が擴充されて、市参事會の成立となるのである。皇帝などによる特許狀の授與とか、市場法、都市法の成立とかは、なるほど一つの時代を劃する、變革的な外觀を呈するが、市民自治の内容は、特許狀、都市法の周邊に累積された慣習にあるのであつて、特許狀、都市法の背後にある漸進的な事態の發展を忘れてはならない。

市参事會の組織は民主々義であつたといわれる。早く自治体コミュニネを形成したイタリアでは、その點が最も顯著であつたともいわれる。もちろん個人主義に根ざす近代的なそれでないにしてもである。市参事會のメンバーを選ぶ規定も慣習もあきらかでないが、ただその位置が必ずしも特定家族によつて占有されず、且つまた市民代表として認められたという點で、民主々義といつてよいかも知れない。しかし自治機構が擴充すると、市参事會メンバーの位置は、漸次特定家族によつて占有され、世襲され、新しいメンバーの加入の拒否という封鎖的性質が露骨となる。このように、市政機關が少數家族によつて獨占され、集中の過程が極點に達して寡頭政治となる。こうした點は、都市の發展にともなう市民の階層分化の觀點から考察しなければならぬ。この點は後述する。

イタリアでは、のちになると、古代ギリシアのポリスの民會に類似した、全市民的な構成をもつ——*Parlamentum, concio, consilium generale* とちちちまによばれる市民會議が生まれた。この民會は民主政治の擴充のような外觀を呈

し、またそのような實体をそなえた場合もあつた。たとえば、フロレンスの政争にあらわれた民會の動きのごときが、時によつてはそうであつた。しかし事實においては、民主政治が危機に瀕し、獨裁政治に移行しようとした場合に、生まれたいことが多く、獨裁政治を生み出す母胎とすらなつたのである。^註フロレンスの大評議會である七十人會 *settanta* もロレンツォ・デイ・メヂチの創設にかかり、實質的には、メヂチ家の獨裁政治の翼賛的な機關であつた。それ故に、イタリア諸都市に多く見られる民會を、ただちに民主主義の擴充と見ることは困難である。

さて以上にのべた中世都市の民主政治、寡頭政治、それからイタリアにしばしばあらわれる獨裁政治への移行、その下における市民と政治のむすびつきを、イタリア諸都市の場合について——北歐都市との比較において、概観しようとするのが、この小篇の目的である。

註 1

「*ut die in diem consuetudinarias leges suas corrigent*」 H. Pirenne, *Les villes du moyen age* (*Les villes et les institutions urbaines*, Tome 1, p. 469).

「特許狀は缺陷に満ちてゐた。それらは秩序をも體系をも目指したものではなかつた。われわれはそれら特許狀の中に、たとへばローマ法が十二表法から發展したような、のちの發展の母胎となる基本的な原理を發見する必要はなかつた」(同書)

2 イタリア中世都市の概観については

C. W. Previté Orton, *The Italian cities till C. 1200.* (Cambridge Medieval History, Vol. V.) 參照

3 著名な例としては一〇七四年のケルン市民の大司教追放の

暴動。またシュバイエルのときはついに市民自治は成立しなかつた。

4 地方領主の都市支配權そのものが、嚴密に、たとえば、國王代官職(フォクト職)なのである。市民團體の市政に對するかかり方は、具體的には、フォクト職の職務執行に對する補助的乃至監視的な意味のものから、フォクト職の位置を奪つて主體的な市政のトレーガーたるに至る、という過程で發展した。それが市民自治の成立なのである。拙稿「アウグスブルクにおける帝國都市の成立」(史淵第五十九集)參照

5 第三章參照

ヨーロッパ中世都市を、その市民構成、べつして身分別構成について問題とする場合、ドイツ都市を典型とし、ニードラランド、フランス中北部、イングランドの諸都市を含む北歐型都市と、イタリア都市を典型とし、南佛都市を含む南歐都市に類型區分することは、きわめて合目的であると思われる。このことはすでにM・ウェーバーの指摘するところであり、H・ピレンヌもまたこれを肯定している。^{註1} ウェーバーはこれら二類型を平民都市 *Plebejastadt* と貴族都市 *Geschiebtestadt* なる概念によつて把えた。けだし北歐型都市は、市民の構成が單純であつて、その商人的性格が貫徹しており、都市の經濟的性格に適應した自治体を持ち、且つそれを合理化することに成功した。封建貴族と對抗關係にある商人の同質的な集團組織として、北歐型都市はまさにプレブズなる古典的な語を冠する平民都市とよぶにふさわしい、とさうのである。

中世の北歐においては、國王、領主やその家臣團が、都市に定住する慣習はなかつた。かのカール大帝がアーヘンの居住を愛好し、比較的ながくその地に駐留したため、アーヘンの町が繁榮して建築物、諸施設に偉觀を呈したことは著名な事實であるが、それはむしろ例外的な事實であつた。領主についても同様に都市がその永續的な居住地となることは稀れであつた。且つ稀れに都市に居住した領主、騎士も、やがて都市居住の意義を認めなくなり、十二世紀頃には、都市を棄てて外部の軍事施設に移つていつた。^{註2} その軍事施設は多くは山岳地方に設けられて、立地的に都市に發展しないのが普通であつた。^{註3} かくて北歐型は領主の軍事的據點の意味をもたないから、領主のための軍事施設を欠いている。都市はその周邊に圍壁や濠をもつたが、それは市民集落を防衛するための市民の施設であつて、領主の軍事施設ではない。後述するよ^{註4}うな、イタリア都市に見られる城塔や城郭的な居館のないのが、北歐都市の景觀の特徴であつた。^{註5}

また都市周邊の騎士貴族が領主のための、ことに宗敎領主の代官として、都市行政に參與したことは事實であるが、市

民自治の成立後は支配者層としての存在は解消し、市民中に溶けこんで行くのが普通であつた。これらの都市支配の機構を構成したミニステリアル⁸の轉化をふくむ騎士等族が都市内に存在したことも事實であるが、しかしこの騎士等族は市民層の内部から分化したものが騎士としての擬制を示す場合が多く、假りに騎士身分出身のものであつても、市民團の内部に特殊身分としての集團を結成することは稀れであつた。^{註7}また多くの北歐型都市は、すくなくもその一時代に、貴族團体とよばれうる、自治機構を獨占する、一群の社會層をもつたことはあるが、それもまた騎士身分からの轉化というような起原を一般的にはもたず、市民層の中から析出した、商人團体であつた。したがつて、北歐型都市においては、騎士的要素の存在は例外的であり、かりにそれが存在しても、市民團中の特殊身分を形成せず、自治組織へのかかわり方は消極的であり、市民と政治の關連から見ると、特殊な存在意義をもつものではなかつた。

これに對して、ウェーバーが貴族都市と規定した南歐型都市は、市民構成において、北歐型都市と頗ることなるものをもつていた。それはイタリア都市が封建貴族という異質的要素を市民中に包攝していたからである。しかしイタリア都市といつても、前章でもふれた、南伊のノルマン支配の壓力の下に壓倒せられて自由都市に展開しえなかつたナポリ、アマルフィ、バリ、プリンデイツシ、パレルモ等の諸都市は例外であるし、北伊でも、少からざる外來貴族をむかえながら、商業貴族の強力なる寡頭支配という北歐型都市の政治体制を終始變えることになかつたヴェニスもまた例外である。^{註8}

さて中北伊における封建貴族の都市への流入はすでに十二世紀にきざしているが、それが大量にあらわれたのは十三世紀の後半であると見られる。すなわちドイツ諸皇帝のイタリア政策の結果として北伊に成立したゲルマン貴族の支配は、ギベリン對ゲルフの絶えざる鬭争によつて勢力を損じ、フリートリッヒ二世の死（一二五〇）によつて封建的勢力としてのギベリニズムが終止符を打ち、ゲルマン系上級貴族が没落したのを轉機として、上級貴族の周邊にあつた下級騎士 Valvassores が所領をはなれて、ゲルフ化するか、都市に流入するかを決する運命においやられた。かくしてこれら下級

騎士群は自らの發意により或は招かれて、時によつては強制によつて、農村 *contado* から都市に流入して、都市内の「農村貴族」*Contadino* となり、都市防衛の任にあたる。その個々の具体的な事情は、毎年更新の契約によつて都市防衛にあたらせられるなど、さまざまであるが、兎に角都市としては、外部よりの絶えざる脅威、社會不安等の事情によつて、かれらの利用を必要としたのであつた。^{註9}都市内のコンタデイノはやがて「グランデイ」とよばれて市民中の有力なる社會層を形成し、軍事的勤務だけでなしに、市政一般に對する發言權を増大し、ついに市政組織を獨占するに至る。いわゆる「ハンタドの征服」*La Conquista del condado* である。この事態がもつとも典型的にあらわれたのは、北伊、なかでもロンベルディア、ついで中部イタリアの諸都市であつた。

グランデイという異質的な騎士貴族を市民中に含んだため、イタリア諸都市は北歐都市に比して、きわめて異色ある景觀を呈した。都市内のグランデイの居館（パラツォ）は單なる住居ではなく、一種の城郭であり、また城郭であることを象徴する城塔がそびえていた。パラツォに住むグランデイは市民から「城塔組」*Societas delle torre* とよばれる。またパラツォが町の特異な景觀をなすほどおびただしく多數でもあつた。パヴィアは「百塔の町」として知られ、ポロニアは百八十の塔をもつたといわれる。ヴェロナは七百の塔をもつことを誇り、一一五四年ピザを訪れた旅行者は、この町が外敵に對した内亂にそなえて一萬の塔をもつたと記録した。^{註10}これらの數のあるものはもちろんはなはだしい誇張であらうが、諸都市が特異な景觀を呈していたことを推定するに足るであらう。

さてグランデイはその存在の基盤を都市周邊部の土地所有、地代收入におくのであるが、かれらはその所領における封建的權利や慣行を都市内にもちこんで設定しようとし、またかれら相互のあいだの私戦をも都市内にもちこんだ。かれら騎士貴族としての生活意識、わけても營利追求の否定は、經濟團體としての都市の集團組織を合理化して、商工業の營利にまい進しようとするコンムーネ本來の市民（ポポロ）の生活意識と矛盾することは當然である。ことにかれらの役割が

都市防衛の戰士たることから、都市行政のトレーガーたることに轉換し、かれらの都市支配がポポロの經濟活動を抑制し、都市活動の新事態、いわゆる *Nuova Gesta* に適應することをこぼんだ時、ポポロの抵抗をよばざるをえなかつた。尤もグランディの下級のものの中には、*Nuova Gesta* に適應して、組合 *Arti* に加入し、ポポロの中にとけこんで行くものもあるが、^{註11} グランディの階層としての存在はポポロとあい容れないのである。

このグランディの都市支配に對して眞正面から對立し、反撥するのが、ポポロのうちの富裕商人、手工業ギルドの親方、企業家をつつむ上級市民 *Popolo Grasso* である。ポポロ・グラッソはまた大組合 *Arti Maggiore* のメンバーでもある。グランディとポポロ・グラッソの對立は單純には進行せず、その對抗の渦中に、さらに第三勢力としての下級市民 *Popolo Minuto* のうごきがからむ。ポポロ・ミヌトは小商人、手工業組合の職人、賃金労働者をふくむ、いわゆる小組合 *Arti Minore* のものたちである。これら鼎立する三つの勢力がどのように組合われ、またイタリア都市特有の政争がどのように展開されるかは、具体的には、都市によつてことなつてゐる。ところで注意すべきことは、イタリア特有の事情として、この都市内の黨争がしばしばゲルフ對ギベリンの形をとることである。一般的には、グランディはその出身の故にギベリンであり、ポポロはグランディのギベリンに對抗するという意味でゲルフであることは當然であるが、しかし都市の黨争にあらわれるゲルフ、ギベリンは本來の教皇黨、皇帝黨という意義をしばしば失つて、白と黒というような單なる對立物の表示となつてゐる。^{註12} したがつてそれぞれの勢力の都市間の連絡がないのが通常であつて、その區分もまた具体的には明確でない場合が多いのである。

さてグランディ對ポポロの黨争の結末は、都市の商業的發展を背景に負うポポロの勝利に歸するのは自然の勢いであつて、多くの都市においてグランディは漸次都市行政の圏外に追いやられる。たとえばグランディに對するポポロの決定的な勝利をしめすものとして、フロレンスにおいて一二九三年發せられた「正義の規定」*Ordinamenta justiae* がある。フ

ロレンスにおけるグランディ對ポポロの黨争は十三世紀末ポポロの勝利に歸し、二十一の組合の連合体が市政機關を占めたのであるが、ポポロの政府は前記の公安令百ヶ條を制定してグランディに對して壊滅的な打撃をあたえた。「正義の規定」立法の趣旨は、市の公安、秩序を維持するためとあるが、會つて市の公安に有害であつたという理由で、グランディの三十七家族は永久に政治的能力をうばわれ、且つ同條令は市政府に、市の公安に危険性ありと推定される家族を指定して追放する權利をあたえている。これによつて、フロレンスにおける社會的勢力としてのグランディはまつたく解体した。^{註13}

ポポロの勝利をしめす例はフロレンスにあるばかりではない。フロレンスにおける「正義の規定」の發布よりさかのぼること十七年の一二七七年には、シエナで、ゲルフの商人だけが市政機關である「三十六人評議會」の被選舉權をもつと規定されており、ペルーヂアでも、一三〇六年グランディは市廳舎に出入を禁止され、一三六六年にはさらにすべてのグランディの姓名が公簿（赤書 Libro rosso）に記録され、グランディの法規違反は、一般市民の二倍の懲罰が加えられることが規定されるなど、すべてポポロの勝利を物語るものにほかならない。^{註14}

そもそもイタリア都市の自治組織の運用機關はアルテイ（組合）の合同會議 Parlamento 及び代表者會議 Consiglio、ことに後者であつて、市民はいずれかの組合に屬し、組合を通して市政とつながつていたのである。ポポロの勝利ののちの都市行政は組合の合同會議の意志を一層よく反映することとなる。このことは都市行政が民主化されたといえるであろう。ということはポポロの組合の力が均衡状態にあつたことを意味するものであつて、このポポロの政府における諸組合の力の均衡状態の上にポデスタ Podesta が出現するのである。

尤もポデスタとよばれる官僚がイタリア諸都市に出現するのは、すでに十二世紀中葉にさかのぼるのであるが、^{註15}單一の市政執行者としての性格を明確にするのは十三世以降である。ポデスタの固有の性格は、一言にしていえば官僚である。

前述の組合の合同會議または代表者會議の定める市政の方針を執行し、軍隊指揮にもあたる。その市政執行については細かい規定にしばられている。法規の制定はあくまで組合の會議の任務であつて、ポデスタは法規の一章一節といえども自らの力で改變することはゆるされない。ポデスタは形式的な位置としては都市の代表者ではあるが、會議の決定とコンムーネの法規に完全に隷従している。市政はポポロのにぎるところであるが、ポポロ・グラツソとポポロ・ミストの對立があり、都市によつてはグランディの勢力も絶滅していない。ポデスタはそれらの力の均衡の上に立つてゐるわけで、ポデスタの不黨性を保證するために、十三世紀以降のポデスタは資格審査が嚴重で、原則として當該都市の外部の騎士からえらばれる。さらにポデスタの私生活の末端にいたるまで、細かいワクがはめられることがある。たとえばフロレンスでは、ポデスタはなん人も單獨で會見することはゆるされないし、同一人と過度に會見することをゆるされない、等々。そして通常一年の任期經過後、ポデスタは特別の委員會 *Sindacato* によつて市の會計の一般政策について監査をうける。^{註16}

このように、ポデスタの施政には細かいワクがはめられているが、しかしポデスタには緊急事態に處するために、非常大權ともいふべき任意權 *Liberum Arbitrium* があたえられている。たとえば一二四二年レッギオのコンシリオは、都市内の平和を恢復するために、「その欲するなにごとをもなしうる權利」をゆるしたし、一二五二年ボローニャでは内亂に除して暗殺者を處分する任意權をポデスタにあたえた。また一二五九コモでは、都市内でおかされたあらゆる犯罪、暴行を任意に處分する任意權がポデスタにあたえられている。^{註17}

ポデスタが獨裁者としての地位を固めるのは、この任意權を手がかりとしてであつた。ポデスタは任意權を濫用してしばしば法規を超えて行動し、且その任期をほしのままに延長してしばしば終身制にしたことは、ポデスタの位置を單なる官僚から一步前進させることになつた。しかし十三世紀後半、イタリア諸都市においてゲルフ、ギベリンの政争が一應終

熄し、危機感がうすらぐと、ポデスタ個人の權威に對する危惧が切實となつて、ポデスタの權力抑制への機運があらわれ
て來た。たとえばポロニアやヴィセンツァでは、過去三年の間にポデスタの職についたものの再選を禁止する法規が新た
に制定され(一二五〇)、パヴィアではポデスタ再選の動議を提出したものの處刑(一二七七)、さらに組合全体會議に
おいてポデスタにおいてポデスタ選舉の際に不穩の空氣が醸成されることを豫防するため、賛否の意志を口頭で表明する
ことが禁止され、秘密投票によるべきことが改めて規定された。またポロニアでは、コンシリオにおけるポデスタ選舉の
際、前任ポデスタの影響力が選舉人に及ぶことを豫防する措置、前述の監査委員會の手續の省略や任意權授與を、限られ
た目的、期間であつても禁止する法規制定等々。

今一つ、ポデスタの權力を抑制する手段となつたのはカピタニ Capitani の擡頭である。カピタニは、後期においては
市民軍指揮の實際にあたる人物であり、さらにその任務が擴大されて一般行政にわたることとなつたが、はじめは一般に
組合の代表者であつた。組合代表者として、組合から徵集され編成される市民軍の指揮者となることからカピタニ(指
揮者の意)の名稱もおこるのであるが、その位置からいつて、下層市民たるポポロ・ミストの勢力を背景とすることが多
う。

ポデスタの擡頭は、騎士貴族たるグランデイに對する市民勢力ポポロの勝利を意味するものにほかならないが、ポポロ
政權の代表者たるポデスタは結局上級市民たるポポロ・グラツツを地盤としてゐるわけである。そこでポポロ・ミストを
背景とするカピタニの擡頭は、上級市民に對する下級市民、すなわちいわゆるギルド勢力の反撥を意味するものと見てよ
うである。

カピタニはポデスタの權力を控制する。ところで、元來ポデスタはかならずしも單一の人物であつたのではなく、複數
の場合もしばしばあつた。そこでポデスタ、カピタニをふくんで、市政は二頭政治、三頭政治の状態を現出する。たとえ

ば十三世紀末のミラノでは、未だ勢力を消滅しつくさないグランディを地盤とする會議派（コンシリオ）、ポポロ・グラッソを地盤とするモルタ黨、ポポロ・ミストを地盤とする聖アンブローズ黨の三派が鼎立した。イタリア諸都市の黨争は依然たるものがある。しかしその黨争の意義は、騎士貴族對上級上民の對抗關係の意味は稀薄となり、上級市民對下級市民の對抗關係が主題となつて來たと考えられるのである。

註1 Max Weber, Die Stadt, Grundriss der Sozialoconomie (Zweite Vermehrte Auflage, 1925) IV Abteilung, S. 514—601.

2 註4參照

3 拙稿「西洋中世都市の歴史地理學的考察一（歴史學研究第七卷第十一號）」

4 「中等階級が増大し其の増加と共に勢力を獲得してゐるのに、貴族は徐々に退却して中等階級に屈服した。町やブルクに定住してゐる騎士たちは、この古い堡壘の軍事的重要性が消滅したのちは、最早そこに居住する理由をもたなかつた。少くもヨーロッパ北部では、農村に引退し町を去るといふ明白なる傾向があらわれた。ただイタリヤとフランス南部においてはのみは、貴族が町の中に住宅をもちつづけた。」（ビレンヌ・今來譯 西洋中世都市發達史）

5 J Gartner, Grundformen der europäischen Stadt, 1928參照

6 土地所有者の都市居住は地中海世界の共通現象を「ミニリア・スベイン」などでは今日でもさうである。

E. Ennen, Frühgeschichte der europäischen Stadt,

中世都市における市民と政治

1928, S. 251參照

7 拙稿「ドイツ中世都市の貴族團體」(史淵第五十集紀念號)參照

8 第四章參照

9 一旦都市内に定着した騎士貴族は居住義務 *habitaculum* によつてしほられる。(E. Ennen, a. a. O. S. 參照) の結果市民との婚姻も生まれる。これに反し、北歐都市、たとえばケルムでは市民の子女は貴族との婚姻を禁せられる。(A. a. O. S. 260參照)

10 Pevie Orton, 前掲書參照

尚また「扉も眞鍮の飾りもなく、出入口もなう、一つが他に重なるように高くそびえる建物、灰色の圍壁。このようなスケ物のような聖ギミキアの建物を十三世紀のフロンクスに想像することが出来る。そこに騎士がその護衛の士と共に居住する……」E. Ennen, a. a. O. S. 258

11 A. Doren, Italienische Wirtschaftsgeschichte, S. 261參照

12 M. V. Clarke, M. A.; The medieval Citystate, 1926, Part I. 參照

- 13 この経過は他のイタリア都市においても見られる。たとえはボロニヤでは *ordini sacrausimi* が發せらる。Dore n. a. a. O. S. 217
- 14 M. V. Clarke 前掲書
- 15 Prewite Orton, p. 237
- 16 ポデスタの名稱は、皇帝が帝權代行者として *Podesta im*
- 17 18 M. V. Clarke, 前掲書参照
- peratoris* を設けたのにはじまる。ポデスタの登場は十二世紀にさかのぼるが、權威を増すのは十三世紀後半である。通常要求される資格は、當該都市に關連をもたぬこと、名門たること、名聲高き人たること、三十五歳上たること、法律に通曉すること等。

三

ポポロ政權下の都市では、一切の公的機關はポポロ・グラッソのにぎるところであり、ポデスタが市政執行の任にあつてゐる。しかしそれで都市の政情が安定したのではなく、黨争は依然としてつきない。イタリア都市のこの黨争の意味は、十四世紀以後になると、ポポロ對グランデイの對抗關係から、ポポロ・グラッソ對ポポロ・ミストの對抗關係へと轉化した。ポポロ・ミストは前述したように、小組合の職人、日傭労働者その他雑多な貧民をふくんだ下層市民である。しかし階級的勢力としてはバラバラのこの社會層が、ときにはまとまつた政治的動きをすることがあり、十四世紀以後のイタリア諸都市の政治黨争には常にポポロ・ミストの勢力が動いてゐる。そのよい例が一三七八年にフロレンスでおこつたチオンピの亂である。

チオンピの亂は都市當局が食塩等の食品に間接税を課したこと、外部から低廉なる勞働力を移入したことが下層市民の不滿を買つたことを直接原因として勃發した。市政府はポポロ・グラッソのアルビッチ一派 *Albizzi* とグランデイの殘存勢力の連合勢力が支配するところである。叛亂軍の首領ランド *Michel di Lando* は數日の戦闘後市政府を占領し、モンファロニエの位置につき、フロレンスではポポロ・ミストの政權が成立した。このチオンピ叛亂はアルビッチ一派の政

敵であり同じくポポロ・グラッソに屬するメヂチ家（當主はサルヴェストロ）とリッチチ家の使喚によるもので、ポポロ・ミストの政權はポポロ・グラッソの反革命にやぶれ、短時日のうちに崩壊して、アルビッチ一派の政權が復活した。

チオンピの叛亂においてはポポロ・ミストが一部のポポロ・グラッソに利用されたとも見うるであろう。^{註1}しかしポポロ・ミストが無視しえない一勢力として成長したことも明らかである。またポポロ・グラッソの諸組合のあいだに黨争が絶えないことはチオンピの亂によつて知ることが出来る。かくてはてることを知らない諸都市の黨争、という環境の下に個人の獨裁制であるシニョール制 Signoria が成立する。市民は都市の平和のために個人の權威に希望を托するわけである。シニョール各個人の出自や起原はさまざまである。ポDESTAあるいはカピタニの權力が擴大してシニョールとなることもあり、ポポロ・グラッソの商人、金融業者の出身のものもある。フロレンスのメヂチ家は後者の例である。そしてシニョールという稱號がかならずしもとられず、依然としてポDESTA、カピタニとよばれている場合もある。要するにシニョリアは獨裁者的政權をさしているのである。北伊の五大シニョールといわれるカララ、エステ、ゴンツァガ、スカラ、ヴィスコンティの諸家族のうち、ポDESTA出身はエステ家だけであつた。

シニョールは都市の全權力を掌握する獨裁者であつた。シニョールの行爲は都市の全法規に拘束されず、彼の發する政令は法規に優越した効力をもつた。シニョールの權力の下で、市政の審議機關であつたコンシリオは存在理由を薄くし、そのメンバトの數は減少し、その選舉制は廢止されてシニョールの指名とさへなつた。またシニョールの職は世襲制となり男系の相續者に傳えられるが、しかし形式的には選舉制がとられている。すなわちシニョールの死後直後、コンシリオにおける豫選、ついで全體會議たるパルラメントの批准という順序をふみ、えらばれたシニョールはその權威の象徴として笈と市の鍵をうける。しかしこうした選舉もシニョールの世襲化とともに、形式と化することをまぬがれない。世襲制の原理はシニョールが後繼者との共同統治 Condominium を、或は後繼者指名權を承認させることからはじまるが、ま

たシニョール選挙が後継者指名権をふくんで行われることがある。たとえば一三二八年マンツァのロイシウス・ゴンツァガ *Loysius gonzaga* がカピタニとして選挙された時、彼は都市の權威を代表する権利と後継者指名権とを同時にあたえられた^{註2)}。

シニョールが市政に關し獨裁権を行使する一例としてつぎのようなものがある。トレヴィゾのカミネシ *Caminesi* がシニョールに選任された時、つぎのような政令が發せられた。「トレヴィゾの市の行政にあたるポデスタまたレクタール *Rector*、その司法官吏、兵士、下僚のすべてはゲルフたるべく、トレヴィゾ市及びその支配地のカピタニたるカミノ卿の黨およびその黨與たるべし。これを欲せず、または反對をこころみるものは斬首さるべく、その全財産はトレヴィゾのコンムーネに沒收さるべし。」

シニョールの獨裁権は、市民の授權によつて成立した合法的なものと考えられる。トレヴィゾに政變がおこつて前記のカミネシが追放されてのち二年、法廷においてカミネシの罪が問われた時、多くの市民の證言が徴された。各證人の證言は、カミネシのシニョリヤが市民の自由且つ慎重なる選挙の結果であり、合法性をもつことについては一致し、カミネシが任意権を行使する権利をもつたことを否認する證人もいない。ただ彼が權利を濫用し（入市稅徵集權を舊慣に反し、特定個人にあたえた事實を指す）市民一般の福祉に反したという點で、彼の施政は容認しがたいことに各證人の證言は一致した。その結果、カミネシの政府は市民の授權によつて成立した適法のものであるが、彼の施政が市民の期待と福祉に反したということに審理が落ちついた。この審理の結果にあらわれた市民の政治理念の基底に人民主權の思想があることは申すまでもないが、シニョリアそのものは市民の承認するところであつた^{註3)}。

上述したように、トレヴィゾの町では獨裁者カミネシが沒落した。しかし各都市のシニョール制は小異はあるが、漸次地歩を固めた。シニョリアの地歩をそのように固くした事情に軍隊の背景がある。十三、四世紀はイタリア諸都市におけ

る市民軍から傭兵への轉換期であつた。市民の軍役忌避、戰術の進歩がしからしめたのであつて、ロンバルディアのミラノなどでは既に十三世紀の中頃に劃期的な傭兵制の採用があつたが、一般にはマグナ・シズマ（一三七八——一四一七）の時期が大きな轉換期であつたとされる。ところで傭兵指揮者たるゴンファロニエがシニョールその人であつた場合もあるが、たとえシニョールが直接指揮者でなくとも、傭兵を私兵化することは容易であつて、傭兵はシニョールの防塞となつた。

シニョリアが市民の授權によつて成立したことは、人民主權の理念を承認することであつて、それは市民に對する奉仕の倫理的義務を課することとなる。^{註4}そこでシニョールは市民への奉仕の義務をまぬがれるために教皇、皇帝にむすびつこうとした。すなわちみすからの權力の根源を教皇、皇帝の權威とむすびつけて、教皇、皇帝の代官 Vicaria の形式をとることを求めた。

かくしてミラノは一三九四——九五五年皇帝ヴェンツェルの勅書によつて公國となり、その公國の君主權はヴィスコンテイ家に保證され、一四三二年ジギスムント皇帝はフランチェスコ・ゴンツァガに侯家の稱號をあたえた。また一四五二年エステ家のボルゾはフリートリッヒ三世帝の勅書でモデナおよびレッギオの公家に、さらにつづいて一四七〇年には教皇の手によつてフェララの代官職をあたえられた。^{註5}かかる權威の授與、封建的ヒエラルキーへの擬制的結合は、常に長子相續の世襲制を前提とし、封建領主と類似した政治的位置が出現した。この傾向は北イタリアのロンバルディアにはじまり、いわゆる五大シニョールが出現し、ついで中部イタリアに及んだ。中部イタリアの諸都市におけるシニョリアの出現は多くの場合教皇のアヴィニョン滞在（一三〇五——一三七八年）であつた。トスカナは獨裁制に移つた最後の土地で、民主的傳統の強かつたフロレンスも十五世紀の中頃には、メディチ家の獨裁制を受容せざるをえなかつた。獨裁制の成立によつて、自由なるロムムーネの傳統は死滅した。^{註6}

註 1

チオンビは元來梳毛商人を意味したが、轉じて下層市民一般を意味することになった。叛亂のおこつたのは一三七八年七月二十二日、この日市廳舎を占據した革命軍の首領ランドは一日半の間フロレンスの獨裁者であつた。その間に彼は新憲法を制定したが、それはサルヴェストロ、デイ・メヂチとの協力になるもので、市民一般の平等参政權を約束するという極わめて民主的なものであつた。また從來チオンビすなわち無組織であつた賃金労働者があたらしい三つの組合を組織し、アルティ・マツチオリ、アルティ・ミノリとともに新政府たる九人のブリオリを三分した。

約一ヶ月後の八月二十七日、五千人のチオンビが再蜂起、この際は市民軍が反革命派について行動したため、チオンビは無慘な敗北におわつた。チオンビの市政獨占はこの時を以つておわり、ポポロ・グラツソの勢力は恢復した。

チオンビ叛亂の概要については I. C. L. Simondi: *History of the Italian Republics in the middle ages*.

參照

- 2 Simondi 及び M. V. Clarke 前掲書參照
- 3 トレヴィツ市民の考えによれば、シニョリアは制度上の存在であつて、市民は法規によつて獨裁權を與えたのである。
- 4 都市の獨裁者が、たとえその存在が合法的であるとしても、彼の行爲が市民の意圖と期待に反した場合「Tyran」よばれる。
- 5 Simondi 前掲書參照
- 6 M・ウェーバーは古典ギリシアのポリスにおけるテイラニーの出現と中世イタリア都市におけるシニョールの出現とに、その社會的基礎において類似したものを認めている。またシニョールが神政的な權威思想にむすびつく點とポリスのテイラニーが Dionysocultus に權威を托する點に同じ契機を認めている。(M. Weber 前掲書參照)

四

以上、イタリア諸都市における市民自治の形態、いいかえると市民と政治の關連の變遷の概要を述べて來た。中世都市における市民自治の機構の成立は、北歐諸都市においてはほゞ十二、三世紀であつたが、イタリア諸都市においては少しく早く、十一、二世紀であつて、ともに十五、六世紀に展開を終えた。したがつてわれわれの考察の對象となる時代は中世後期であつた。

北歐型の諸都市では、富裕商人層が早く市政機關を獨占し、自治機關たる市參事會では貴族化した有力市民がそのメンバーの位置を占居して、特定家族による寡頭政治が成立した。富裕商人による市政機關の獨占といつたが、實は封建領主に對抗して都市自治を建設した主體がかれら富裕商人であつたのである。北歐型諸都市では、この富裕商人の寡頭政治に對抗して、十三世紀以降にいわゆるギルド闘争がおこつた。ギルド闘争は上級市民の都市支配に挑戦する下層市民の階級闘争の外觀を呈するが、その實態は少くも初期においては、手工業ギルド親方の市政機關に對する割込運動であつて、後期にいたつてはじめてギルドの職人その他の下層市民を加えて、都市貴族の寡頭支配そのものを覆えさんとする社會運動に展開した。その結果はドイツ西南地方やフランドルの諸都市では、ギルド勢力の市政機關への割込は成功したが、都市貴族の寡頭支配そのものは、さまでゆるがなかつた。寡頭政治が終始くすれなかつた點からいへば、北歐型諸都市における政治生活は平靜であり、市民が政治に興味を抱かなかつたかのごとく見える。けだし古典ギリシアの市民が「政治人」であつたのに對して、中世市民がすぐれて「經濟人」であつたといわれる所以であらう。

しかし中世市民が經濟人であり、政治家でなかつたといふことは、北歐型都市についていへても、イタリア諸都市については必ずしもあてはまらないのである。上に見て來たように、諸階層のあいだの黨争が熾烈で、政體の變遷がめまぐるしかつたことから、イタリア市民が政治に強い關心をもつていたことが知られる。そのことの少くも一つの要因は、イタリア諸都市が騎士貴族を擁して、市民の階層構成が複雑であつたことがあげられるであらう。イタリア諸都市の自治體であるコンムーネ組織を作りあげた主體勢力は、この騎士貴族と富裕商人であるが、前者の騎士貴族が初期のコンムーネの公的機關一般を掌握したのであつた。この騎士貴族の市政獨占到對して市民ポポロが挑戦して、騎士貴族の市政獨占がくすれ、ポポロ政權、すなわち富裕商人の寡頭支配が成立した。富裕商人の寡頭支配という點では、イタリア都市も北歐型都市とことならないが、後者においてはそれがギルド闘争によつて形態そのものを變えなかつたのに反して、前者イタリ

ア都市では、下層市民の政治的登場による熾烈な黨争は、ついに市政執行の官僚あるいは富裕市民を母胎とする獨裁者シニョールを生むことになつた。この都市獨裁者が皇帝を頂點とする政治的ヒエラルキーとむすびついて、封建君主の擬制を示し、人民主權の傳統のつよい共和國における小君主の存在という奇異なる現象を呈した。

ところで同じくイタリアの土地にありながらも、北、中部イタリアの諸都市と政治的構造をことにし、むしろ北歐型諸都市に近い型を示したのがヴェニスであつた。ヴェニスはその地理的位置が東方に偏在し、且つ大陸と切りはなされた瀟湖上の位置が幸して、皇帝、教皇の支配の外に立つことができ、したがつてかのゲルフ、ギベリンの黨争にも圏外にあつた。さらに北、中部イタリアの諸都市とことなつて、騎士貴族の移入がすくなく、かりにそれがあつても、東方貿易で繁榮した商業市民が壓倒的に優勢であつたため、それに對抗する勢力として成長せず、ギルド勢力もほとんど政治的に動きえず、富裕市民の支配は終始ゆるがなかつた。

もちろんヴェニスにおいても、その政治的變化を辿れば、決して單純とはかりはいえないが、しかしその變化は富裕市民内部の黨争であつて、富裕市民の寡頭支配そのものはくずれなかつた。ヴェニスの政治的變化を辿つて見ると、つぎのごとくである。ヴェニスのコムムーネ初期の政治組織としては、コンキオ *Concio* あるいはパルラメントとよばれる市民會議があり、市の代表者としてドージエ *Doge* があつた。しかしこの市民會議は名目的な存在で、市政は實質的にはドージエの獨裁で、その位置は特定數家族によつて獨占された。その後のヴェニスの政治的變化はこのドージエの権力抑制の歴史といえるであらう。

すなわち一一七二年に生まれた大評議會 *Magior Consiglio* はコンキオに代わる市民組織で、コンキオよりは市政參與の實質的意義を増し、また市政執行の機關として、ドージエおよび二十六の部局の長から或る内閣が生まれたことも、ドージエの権力抑制のための變化であつた。その後、半世紀を経た一二二三年に、大評議會から、そのメンバーの若干と

高級官吏をふくんだ立法機關である元老院（セナートス）が分化し、ついで一二九七年、ティエポロ Tiepolo の陰謀事件を契機として、「大評議會の閉鎖」*Serrata del maggior consiglio* がおこつた。すなわち大評議會のメンバーたる資格が現在員およびその後嗣者に限定され、市政參與權は約二百の富商の特權と化した。富裕市民の寡頭政治が形を整えたわけであるが、しかしこの寡頭政治の形態はさらにその後若干の變化を示す。

一三一〇年に成立した十人會議 *Consiglio dei dieci* は、元來緊急時における元老院の立法事業代行機關として出發したものであるが、その後大評議會をも代行することになり、從來よりも一層つよくしぼられた數の特定家族の寡頭支配機關が成立したのである。十二世紀末以來のヴェニス¹の政治的變化の意味は、一はドージェの權力抑制の動きであり、今一つは市民の市政參與をより強く限定するための動きであつて、結局北歐型都市にしばしば見られる十人會議が成立した。政治的變化の過程は複雑であつたが、富裕商人の寡頭支配を打ち出したという點で、ヴェニスはむしろ北歐型都市のタイプに入るものと考えられる。

（本稿は昭和二十八年九州史學會における講演手記に手を加えたものである）

The Citizens and Polity in medieval Cities

by R. Imaki

I have intended in this article to trace the course of political evolution in Italian cities. In northern cities the minorities of strong mercantile class had earlier established the oligarchic organ which administered the community. But in Italian cities "Grandi" i. e., the territorial nobilities obstructed the prevalence of the mercantile class, and the struggles between the principals were complicated by the movement of lower citizens. The split in Patriciate caused ultimately the rise of signors, i. e., new executive officers who concentrated powers in the hands.